

令和5年度財政的援助団体等監査の結果報告書

令和7年1月
沖縄県監査委員

目 次

第 1 監査の概要

1 監査の対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施団体及び実施状況	1
3 監査の着眼点	1
4 監査の実施方法	1

第 2 監査の結果及び所見

1 監査の結果	4
2 監査所見	6

第 3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 学校法人カトリック学園	7
2 学校法人アミークス国際学園	7
3 学校法人カトリック沖縄学園	8
4 旭橋都市再開発株式会社	9
5 公益財団法人沖縄科学技術振興センター	9
6 公益社団法人沖縄県トラック協会	9
7 株式会社りゅうせき	10
8 ミヤギ産業株式会社	10
9 沖縄県環境整備センター株式会社	11
10 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会	11
11 社会福祉法人偕生会	13
12 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団	13
13 公立大学法人沖縄県立看護大学	14
14 公益財団法人沖縄県畜産振興公社	14
15 株式会社沖縄産業振興センター	15
16 バイオ産業振興センター運営共同体	15
17 おきなわ工芸の杜共同企業体	16
18 沖縄県中小企業団体中央会	16
19 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団	17
20 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ	18
21 一般財団法人沖縄美ら島財団	18
22 沖縄県住宅供給公社	20
23 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体	21
24 公益財団法人沖縄県建設技術センター	21
25 石垣空港ターミナル株式会社	22
26 安座真海浜公園運営企業体	23
27 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	23
28 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	24

第 1 監査の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により県の財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について、沖縄県監査委員監査基準（令和 2 年沖縄県監査委員告示第 1 号）に準拠して、監査を実施した。

監査の概要は、次のとおりである。

1 監査の対象年度及び実施期間

- (1) 監査対象年度 令和 5 年度
- (2) 監査実施期間 令和 6 年 9 月 2 日から同年 10 月 30 日まで

2 監査の実施団体及び実施状況

監査を実施した団体は、別表のとおりである。

監査の実施団体は、財政的援助団体等監査実施要領に基づき、これまでの監査実施状況等も踏まえ選定した。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、その目的に沿って行われているかを着眼点として監査を実施した。

4 監査の実施方法

団体から提出された監査調書をもとに、関係書類の確認や団体及び県の所管課から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(別表)

監査の実施団体及び実施状況は、次のとおりである。

監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
総務部・こども未来部所管		
学校法人カトリック学園	令和6年9月17日	補助金
学校法人アミークス国際学園	令和6年9月13日	補助金
学校法人カトリック沖縄学園	令和6年9月24日	補助金
企画部所管		
旭橋都市再開発株式会社	令和6年9月4日	出資
公益財団法人沖縄科学技術振興センター	令和6年9月13日	出資
公益社団法人沖縄県トラック協会	令和6年9月17日	補助金
株式会社りゅうせき	令和6年9月12日	補助金
ミヤギ産業株式会社	令和6年9月9日	補助金
環境部所管		
沖縄県環境整備センター株式会社	令和6年9月5日 令和6年10月15日	出資・貸付金
生活福祉部所管		
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会 (沖縄県総合福祉センター)	令和6年9月25日 令和6年10月29日	指定管理・補助金
こども未来部所管		
社会福祉法人偕生会 (沖縄県立石嶺児童園)	令和6年9月19日	指定管理・補助金
保健医療介護部所管		
一般財団法人沖縄県看護学術振興財団	令和6年9月12日	出資
公立大学法人沖縄県立看護大学	令和6年9月11日 及び9月12日 令和6年10月29日	出資・補助金
農林水産部所管		
公益財団法人沖縄県畜産振興公社	令和6年9月4日	出資・補助金

監査実施団体	監査実施期日	財政的援助等の内容
商工労働部所管		
株式会社沖縄産業振興センター	令和6年9月17日	出資
バイオ産業振興センター運営共同体 (沖縄バイオ産業振興センター)	令和6年9月13日	指定管理
おきなわ工芸の杜共同企業体 (おきなわ工芸の杜)	令和6年9月2日 令和6年10月17日	指定管理
沖縄県中小企業団体中央会	令和6年9月3日	補助金・貸付金
文化観光スポーツ部所管		
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団	令和6年9月9日	出資・補助金・負担金
沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ (沖縄空手会館)	令和6年9月2日 令和6年10月21日	指定管理
文化観光スポーツ部・土木建築部所管		
一般財団法人沖縄美ら島財団 (沖縄県立博物館・美術館) (県営首里城公園) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(首里城地区内施設)) (沖縄県国営沖縄記念公園内施設(海洋博覧会地区内施設))	令和6年9月5日 及び9月6日 令和6年10月30日	指定管理・補助金
土木建築部所管		
沖縄県住宅供給公社 (県営住宅：中部A・B地区、南部地区)	令和6年9月18日 令和6年10月17日	出資・指定管理・負担金・貸付金
沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体(県営住宅：北部地区)	令和6年9月18日	指定管理
公益財団法人沖縄県建設技術センター	令和6年9月11日	出資
石垣空港ターミナル株式会社	令和6年9月9日	出資・補助金・貸付金
安座真海浜公園運営企業体 (中城湾港安座真海浜公園)	令和6年9月6日 令和6年10月21日	指定管理
教育庁所管		
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団	令和6年9月24日	補助金・貸付金
警察本部所管		
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議	令和6年9月3日	出資
合計	28団体	

注：監査実施団体欄の()書きは、指定管理者へ管理を行わせている公の施設名である。

注：監査実施期日欄の日付が二段書きのものは、下段が監査委員が監査実施団体へ出向き実地監査を行った日である。

第2 監査の結果及び所見

1 監査の結果

前記の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、その目的に沿って行われていると認められた。しかしながら、一部について、是正又は改善を要するものが認められたので、次のとおり指摘事項として掲記する。

(1) 会計事務等に関するもの

ア 会計事務に改善を要するもの

(ア) 公益財団法人沖縄科学技術振興センターでは、県の関係例規等を準用している旅費の支給において、支給対象になっていない特別席料金 40,798 円を別途追加支出していた。
(企画部所管)

(イ) 公立大学法人沖縄県立看護大学では、通勤手当の認定について、決裁を経していないものが複数あった。
(保健医療介護部所管)

(ウ) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（沖縄空手会館）では、次のとおり契約事務が適正ではなかった。

- a 保安警備業務委託、事業系一般廃棄物の収集・運搬業務委託及び無線 LAN 環境整備・保守管理委託の契約において、事前承認手続を経ずに、再委託を行っていた。
- b 保安警備業務委託では、契約上、甲（指定管理者）からの委託業務完了の合格通知を受領後、乙（再委託先）は委託料の支払を請求することとなっているが、甲は当該合格通知を作成しておらず、乙も合格通知の受領をせず委託料の支払を請求していた。

(文化観光スポーツ部所管)

(エ) 安座真海浜公園運営企業体（中城湾港安座真海浜公園）では、次のとおり契約事務が適正ではなかった。

- a 浄化槽維持管理業務委託において、契約上、受託者による委託料の請求は、年の作業履行後とされているが、月締めでの請求、支払が行われていた。
- b 夜間警備業務（機械警備）委託において、令和 5 年度の途中から委託先を変更しているが、契約書が未作成だった。また、基本協定書第 19 条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行われていなかった。
- c 廃棄物の収集・運搬業務委託において、契約書が未作成だった。また、基本協定書第 19 条の規定に基づく県への再委託変更承認手続が行われていなかった。

(土木建築部所管)

イ 徴収に努力を要するもの

(ア) 沖縄県住宅供給公社では、賃貸住宅等に係る家賃等の令和 5 年度末の未収金が 50,923,781 円となっており、前回監査時点（令和 3 年度）より 4,446,967 円減少しているが、依然として多額となっていた。
(土木建築部所管)

- (イ) 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団では、高等学校奨学金事業に係る令和5年度の滞納額が 19,531,825 円となっており、前年度より 602,669 円減少しているが、依然として多額となっていた。

また、高校育英貸与奨学金事業に係る滞納額が、前年度より 3,066,315 円増加し、143,674,406 円となっていた。(教育庁所管)

ウ 基本財産に関する事務に改善を要するもの

沖縄県住宅供給公社では、基本財産の額から事業資金として運用することができる額を差し引いた残額 152,500,000 円について、定款第 19 条第 3 項の規定により、安全かつ確実な方法により管理する必要があるが、管理状況が不明確であった。(土木建築部所管)

(2) 公の施設の管理に関するもの

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

- (ア) 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ(沖縄空手会館)では、基本協定書第 31 条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。(文化観光スポーツ部所管)

- (イ) 沖縄県住宅供給公社では、管理する大部分の団地(県営住宅：中部 A、B 及び南部地区 103 団地中 77 団地)において、消防法に基づく消防訓練を実施していなかった。(土木建築部所管)

- (ロ) 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体(県営住宅：北部地区)では、すべての団地(県営住宅：北部地区 8 団地)において、消防法に基づく消防訓練を実施していなかった。(土木建築部所管)

- (エ) 一般財団法人沖縄美ら島財団(沖縄県立博物館・美術館)では、次のとおり公の施設の管理が適正ではなかった。

- a 基本協定書第 32 条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあった。
- b 防災センター設置の防犯カメラのモニター 1 台が故障しているが、修繕、取替が行われていなかった。
- c 貸出施設の一部(講座室、講堂、県民アトリエ等)について、消防から消防法施行令別表第 1 で定める用途が、届出と異なる用途で判定されたが、同判定に対する対応がなされていない。

(文化観光スポーツ部所管)

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

社会福祉法人偕生会(沖縄県立石嶺児童園)では、基本協定書及び年度協定書に規定する手続において、次のとおり適正ではなかった。

- (ア) 基本協定書第 24 条において、年度事業報告書、上半期報告書及び月例報告書を各々提出期限までに提出することが義務付けられているが、すべて提出期限超過後の提出となっていた。

- (イ) 年度協定書第4条において、毎月の指定管理料の請求書提出期限と支払期限が規定されているが、請求書提出期限後の請求書の提出や支払期限超過後の支払が行われていた。

(こども未来部所管)

2 監査所見

令和5年度の財政的援助団体等の監査において、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。しかし、一部の団体においては、会計事務や公の施設の管理に是正又は改善を要するものが認められた。

県においては、それぞれの財政的援助等の目的に沿って事業が適正かつ効率的に行えるよう、所管する団体への指導・監督に努めていただきたい。

(1) 会計事務の適正化について

財政的援助団体等の会計事務において、旅費の支給に誤りがあったもの、手当の認定に誤りがあったもの、契約事務が適正に行われていなかったもの、未収金の徴収に努力を要するもの、基本財産に関する事務に改善を要するものがあった。

各団体においては、関係規程等に基づいた事務処理の適正確保に努めるとともにチェック体制の強化など、再発防止策を徹底する必要がある。

(2) 公の施設の管理の適正化について

各団体が管理している公の施設においては、備品管理が不適正となっているもの、消防法に規定された消防訓練が適正に実施されていないもの、消防の指摘への対応がなされていないもの、基本協定書及び年度協定書に基づく手続が適正に行われていなかったものがあった。

公の施設は多くの県民に利用されその福祉を増進するものであることから、公の施設を管理する指定管理者においては、各種法令や基本協定等に定められた事項を遵守し、適正な事務処理、チェック体制の強化など、適切な施設の管理・運営に努める必要がある。

(3) 財政的援助団体等に対する県の指導・監督について

県が出資等を行っている公社等外郭団体は、公益上の必要性や県行政の補完的役割を担う目的で設立されていることから、その設立目的が十分果たせるよう健全な運営を確保する必要がある。

県は、出資法人等について、その自主性を尊重しつつ、設立の趣旨に沿って業務が適正かつ効率的に運営され、県民への行政サービスが向上するよう適切な指導・監督に努めていただきたい。

また、補助金交付団体等に対しては、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう指導・監督に努めるとともに、補助事業の実績確認を厳正に行っていたきたい。

公の施設の管理については、県が行うべき事務を適正に処理するとともに、指定管理団体との連携を密にし、設置目的に沿って利用者へのサービスが、安定的、継続的に提供され更なる向上が図られるよう、施設の管理・運営について指導・監督を行い、併せて、指定管理団体の経営状況の把握に努めていただきたい。

第3 監査実施団体の財政的援助等の概要

1 学校法人カトリック学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校及び幼稚園を設置しており、令和5年5月1日現在における児童及び園児数は小学校が99人、幼稚園が970人、合計1,069人となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則（昭和48年沖縄県規則第53号）及び沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 （一般補助）	544,162,003	254,339,000	人件費、教育研究経費 設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 （特別補助）	9,662,611	6,717,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園等特別支援教育補助金	14,592,633	7,056,000	人件費、教育研究経費
保育所等食材料費物価高騰緊急対策支援事業補助金	7,834,362	461,000	教育研究経費
こどもの安心・安全対策支援事業補助金	504,000	495,000	設備費
合 計	576,755,609	269,068,000	

2 学校法人アミークス国際学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校、中学校及び幼稚園を設置しており、令和5年5月1日現在における児童、生徒及び園児数は、小学校345人、中学校136人、幼稚園67人、合計548人となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	622,061,000	196,516,000	人件費、教育研究経費、管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	17,115,000	4,561,000	人件費、教育研究経費、管理経費
こどもの安心・安全対策支援事業補助金	1,575,000	1,575,000	送迎用バスの改修支援
合 計	640,751,000	202,652,000	

3 学校法人カトリック沖縄学園（補助金）

(1) 補助の目的

県は、私立学校教育の振興を図るとともに私立学校の健全な発展を促進するため、県内に私立学校（小学校、中学校、高等学校及び幼稚園）を設置する学校法人に対し、学校運営に要する経費について補助金を交付している。

なお、当法人は県内に小学校、中学校、高等学校及び幼稚園を設置しており、令和5年5月1日現在における児童、生徒及び園児数は、小学校617人、中学校165人、高等学校162人、幼稚園224人、合計1,168人となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県学校法人に対する補助金の交付に関する規則及び沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県私立学校運営費補助金 (一般補助)	666,001,265	403,480,000	人件費、教育研究経費 管理経費、設備費
沖縄県私立学校運営費補助金 (特別補助)	18,695,146	7,732,000	人件費、教育研究経費
沖縄県私立幼稚園等特別支援教育補助金	414,163	392,000	人件費
沖縄県教育支援体制整備事業費補助金	475,200	214,000	設備費
学校保健特別対策事業費補助金	196,570	195,000	教育研究経費
保育所等食材料費物価高騰緊急対策支援事業補助金	1,179,500	525,000	教育研究経費
こどもの安心・安全対策支援事業補助金	160,380	160,000	教育研究経費
合 計	687,122,224	412,698,000	

4 旭橋都市再開発株式会社（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、都市再開発法第2条の2第3項に基づく市街地再開発事業（モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業）を実施するため、平成15年9月に設立された。

令和2年8月に再開発事業終了の県知事認可を受け、令和3年に都市再開発法に基づく再開発会社から会社法に基づく株式会社へ移行した。

令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 管理組合受託代行事業
- ② 自主事業（駐車場管理運営及び不動産賃貸事業）
- ③ まちづくり協議会の運營業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して、資本金9,600,000円のうち、4,850,000円、50.5%を出資している。

5 公益財団法人沖縄科学技術振興センター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、亜熱帯地域、島嶼地域の有する諸問題に関し、国際的視野に立って、学術的、総合的に研究するとともに、関係諸国との共同研究や学術交流、また、研究機関相互のネットワークを構築することにより、本県の振興開発のみならず、日本及びアジア太平洋地域の学術・研究の振興に寄与することを目的に、財団法人亜熱帯総合研究所として平成8年10月12日に設立された。

さらに、平成20年8月1日に、本県の科学技術の振興を支援する中核機関としての役割も担うため、組織名称を変更し、平成24年4月1日付けで、公益財団法人へ移行した。

令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 地域振興課題及び政策提言に関する調査・研究事業
- ② 社会科学、人文科学及び自然科学に関する調査・研究事業
- ③ 国際学術交流に関する事業
- ④ 学術会議、セミナー、シンポジウム等の各種催事の企画及び実施
- ⑤ 国内外の関係機関と連携した国際協力に関する事業
- ⑥ 学術研究に関する広報・研修に関する事業
- ⑦ 産学官共同研究に関する事業
- ⑧ 知的クラスターの形成に関する事業
- ⑨ 科学技術の振興に関する人材育成事業
- ⑩ 研究施設等の維持管理に関する事業

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産167,000,000円のうち、100,000,000円、59.9%を出資している。

6 公益社団法人沖縄県トラック協会（補助金）

(1) 補助の目的

県は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争により貨物自動車運送事業の健全な発展を促進し、輸送の安全を確保することによって地域経済の発展及び公共の福祉に寄与するとともに、会員相互の連絡協調並びに緊密化を図ることを目的とする当法人に対し、営業用トラックの輸送コスト上昇の抑制及び輸送力の確保に資するため、適正化事業等について補助金

を交付している。

なお、当法人の令和5年12月末現在における会員数は677（法人408、個人269）事業者となっている。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
運輸事業振興助成補助金	103,468,000	103,468,000	輸送の安全の確保に関する事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害の防止、地球温暖化の防止その他の環境の保全に関する事業、適正化事業、共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業、震災その他の災害に際し必要な物資を運送するための体制の整備に関する事業、経営の安定化に寄与する事業、出捐事業

7 株式会社りゅうせき（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当法人は、宮古、八重山、久米島地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	487,295,830	487,295,830	石油製品の輸送等の経費

8 ミヤギ産業株式会社（補助金）

(1) 補助の目的

県は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、本島並みの価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者及び輸送業者等の当該石油製品の輸送等に要する経費について補助金を交付している。

当法人は、宮古及び八重山地区石油販売店等へ石油製品を輸送・販売している。

(2) 補助事業の内容

令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
石油製品輸送等補助金	221,837,244	221,837,244	石油製品の輸送等の経費

9 沖縄県環境整備センター株式会社（出資・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境の保全と健全な経済社会活動を支えることを目的に、公共（県）が関与し産業廃棄物管理型最終処分場整備の事業主体となる会社として、平成25年3月に設立された。

令和元年10月末に最終処分場及び管理棟が竣工し、同年11月に開業した。

令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 産業廃棄物及び市町村の委託を受けた一般廃棄物の処理
- ② 沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事
- ③ 公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに、資金の貸付けを行っている。

ア 資本金の出資

資本金786,000,000円のうち、340,000,000円、43.3%を出資している。

イ 貸付金の状況

令和5年度における貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和5年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
公共関与による管理型最終処分場整備に係る事業資金貸付	110,000,000	0	0	110,000,000

10 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の振興を図ることを目的に設置された。

県は、民間社会福祉活動の発展及び地域社会の推進等を図るため補助金を交付するとともに、沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成14年沖縄県条例第48号）第3条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から沖縄県総合福祉センターの管理を行わせている。

令和５年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業の総合的企画及び実施
- ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、研究、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④ 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- ⑤ ①から③までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- ⑥ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- ⑦ 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導助言
- ⑧ 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- ⑨ ボランティア活動の振興
- ⑩ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- ⑪ 共同募金事業への協力
- ⑫ 福祉人材研修センター受託事業
- ⑬ 日常生活自立支援事業
- ⑭ 生活福祉資金貸付事業
- ⑮ 介護実習・普及センター受託事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が沖縄県総合福祉センターの管理に関する年度協定書第３条第１項に基づいて、当法人に対し交付した指定管理料は、79,224,000円となっている。

なお、令和５年度の沖縄県総合福祉センターの施設利用収入額は、27,908,189円となっている。

イ 補助金の交付

令和５年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
社会福祉協議会県費補助金	23,202,000	23,202,000	民生委員活動推進
社会福祉活動促進費補助金	152,566,565	144,318,000	福祉活動指導員設置費、日常生活自立支援事業等
高齢者無料職業紹介事業補助金	2,625,870	2,608,000	高齢者を対象とした無料職業紹介事業
介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金	138,464,000	138,464,000	介護福祉士修学資金等貸付
地域医療介護総合確保基金事業補助金	7,991,065	7,990,000	福祉系高校就学資金貸付事業、介護分野就職支援金貸付事業
保育対策総合支援事業費補助金	532,638,000	518,697,000	保育士修学資金貸付等事業
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金	137,548,147	94,232,000	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業
生活福祉資金貸付事業補助金	53,592,838	16,074,000	生活福祉資金貸付事業
合 計	1,048,628,485	945,585,000	

11 社会福祉法人偕生会（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援し、また、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されることを目的に設立され、特別養護老人ホーム、保育所、児童養護施設などを設置運営している。

県は、沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 14 号）第 3 条の規定により、当法人を指定管理者として平成 30 年度から沖縄県立石嶺児童園の管理を行わせている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

県が、沖縄県立石嶺児童園の管理運営に関する年度協定書第 3 条に基づいて当法人に対し交付した指定管理料は 366,408,203 円となっている。

イ 補助金の交付

令和 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県被虐待児等地域療育支援体制構築事業補助金	8,659,983	8,312,000	人件費、旅費等
沖縄県児童福祉施設等環境改善事業費補助金	2,217,440	2,217,000	消耗品費
合 計	10,877,423	10,529,000	

12 一般財団法人沖縄県看護学術振興財団（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、沖縄県における看護水準の向上を図るため、看護領域及びその関連領域に係る学術研究の振興等を支援するとともに、看護、医療及び介護等に携わる者及び県民にその研究成果の普及を図り、もって沖縄県の保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的として、平成 13 年 3 月に設立され、平成 25 年 10 月に一般財団法人に移行している。

令和 5 年度に行った主な事業は次のとおりである。

① 運営管理に関する事業

② 定款に定める事業

- ・ 離島・へき地看護教育推進事業
- ・ 看護学術書籍集積事業
- ・ 保健看護啓発事業
- ・ 奨学金給付事業

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産 41,884,000 円のうち、41,096,581 円、98.1%を出資している。

13 公立大学法人沖縄県立看護大学（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、生命の尊厳を重んずる豊かな人間性を育成し、及び看護に関する高度な専門的知識や技術を習得させることにより、保健医療福祉の分野において看護を科学的に実践することができる人材の育成を図るとともに、看護の教育、研究及び実践の中核機関として看護実践及び学術的發展に寄与し、人々の健康と福祉の向上に貢献することを目的に、平成 11 年に開学し、令和 4 年 4 月に公立大学法人へ移行している。

令和 5 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 大学の設置及び管理に関する業務
- ② 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行う業務
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行う業務
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供する業務
- ⑤ 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進する業務

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金を交付している。

ア 資本金の出資

県は、当法人に対して資本金 4,755,780,000 円の全額を現物出資している。

イ 補助金の交付

令和 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
公立大学法人沖縄県立看護大学 運営費交付金	713,876,487	713,876,487	大学運営に係る経費
公立大学法人沖縄県立看護大学 施設整備費補助金	166,101,000	166,101,000	教育環境の構築等
合 計	879,977,487	879,977,487	

14 公益財団法人沖縄県畜産振興公社（出資・補助金）

(1) 事業の概要

当法人は、主要な家畜などの価格安定を図るとともに、生産振興及び流通合理化事業の助成等の措置を講じ、もって畜産及びその関連産業の健全な発展を促進することを目的に、昭和 51 年 3 月に設立された。

平成 10 年 4 月に社団法人沖縄県畜産物価格安定基金協会を統合、平成 24 年 3 月に社団法人沖縄県畜産会を統合、平成 25 年 4 月に公益認定を受け公益財団法人となっている。

令和 5 年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 肉用子牛生産者補給金制度
- ② 肉豚経営安定交付金制度
- ③ 沖縄県肉用牛経営安定対策補完事業
- ④ 和子牛生産者臨時経営支援事業
- ⑤ 沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり出資するとともに補助金を交付している。

ア 正味財産への出資

基本金から基本財産に充当した指定正味財産702,850,000円のうち、602,850,000円、85.8%を出資している。

イ 補助金の交付

令和5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県肉用牛肥育経営安定対策事業補助金	35,320,000	1,466,640	肥育経営者に対する補てん金交付
沖縄県肉豚経営安定対策事業補助金	113,736,000	8,530,200	養豚経営安定対策事業基金造成費
県産肥育牛ブランド力強化推進事業補助金	14,384,800	7,192,400	肥育素牛導入費用等の一部補助
養豚生産性向上対策事業補助金	64,764,938	64,764,938	高能力種豚の導入、増殖に必要な経費の一部補助
沖縄県和牛子牛生産者緊急支援事業補助金	467,463,722	436,263,722	子牛取引価格低下の影響を受けた畜産業者の経営維持に向けた補助に要する経費の一部補助
合 計	695,669,460	518,217,900	

15 株式会社沖縄産業振興センター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、商工業者の事業活動を支援し、もって本県産業の振興に寄与することを目的として、平成8年3月に第三セクター方式により設立された。

令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① プラットフォーム施設、産業団体施設、民間施設、ポストインキュベーター施設の入居促進
- ② 会議室等の利用促進
- ③ 駐車場の管理・運営

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して資本金310,000,000円のうち、75,000,000円、24.2%を直接出資している。

また、県が全額出資している公益財団法人沖縄県産業振興公社の出資も県の出資とみなされるため、85,000,000円、27.4%の出資となる。

16 バイオ産業振興センター運営共同体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号）第3条の規定により、当共同体を指定管理者として令和4年度から沖縄バイオ産業振興センターの管理を行わせている。

令和 5 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① センターの設置の目的を達成するための広報及びサービスの向上
- ② センターの利用許可等
- ③ センターの利用料金の収受・減免・返還等
- ④ センターの施設、附属設備及び機械器具の維持及び修繕

(2) 財政的援助等の内容

沖縄バイオ産業振興センターの管理運営に関する基本協定書第42条に基づき利用料金を当共同体の収入とし、第45条に基づき利用料金収入及び指定管理料の収入をもって本業務の実施に係る費用を賄っている。

また、同協定書第46条に基づき剰余納付金11,515,331円を県に納付している。

17 おきなわ工芸の杜共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当共同体は、おきなわ工芸の杜の管理運營業務を営むことを目的として令和 3 年 9 月に設立された。

県は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和 3 年沖縄県条例第30号）第 3 条の規定により、当共同体を指定管理者として令和 4 年度からおきなわ工芸の杜の管理を行わせている。

令和 5 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 工芸品に関する情報発信
- ② 工芸品を製造する作り手の支援
- ③ 作り手と使い手の交流の場づくり

(2) 財政的援助等の内容

県がおきなわ工芸の杜の管理運営に関する年度協定書第 3 条に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料は、74,873,000円となっている。

なお、令和 5 年度のおきなわ工芸の杜の利用料金収入額は、12,722,902円となっている。

18 沖縄県中小企業団体中央会（補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

県は、県内における中小企業等協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の組織、事業及び経営の指導並びに連絡、その他組合の健全な発展を図るために必要な事業を行い、併せて中小企業の振興を図ることを目的とする当法人に対し、その事業を促進していくため、組織化指導費補助金等を交付し、また組織強化育成資金貸付金の原資を貸し付けている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに資金の貸付けを行っている。

ア 補助金の交付

令和５年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県組織化指導費補助金	117,899,754	106,301,000	指導員及び職員の設置費、組合等の指導事業等
事業承継円滑化支援事業補助金	205,000	205,000	
合 計	118,104,754	106,506,000	

イ 貸付金の状況

令和５年度における沖縄県中小企業振興資金融資制度要綱に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和５年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
組織強化育成資金	0	60,613,000	60,613,000	0

19 公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団（出資・補助金・負担金）

(1) 事業の概要

当法人は、主として独立行政法人日本芸術文化振興会の委託を受けて国立劇場おきなわ等の施設において組踊等の沖縄伝統芸能の公開等を行うとともに、併せて同施設の管理運営を行い、もって、組踊等沖縄伝統芸能の保存振興と伝統文化を通じたアジア・太平洋地域との交流に寄与することを目的として平成１３年４月２５日に設立され、平成２４年４月に公益財団法人へ移行している。

令和５年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 沖縄伝統芸能等の公演に関すること（２３公演３７回）
- ② 組踊（立方・地方）の伝承者養成研修（第７期）、既成者研修発表会等に関すること
- ③ 組踊等沖縄伝統芸能の保存・継承に資するための図書、資料受け入れに関すること
- ④ 組踊等の伝統芸能に関する台本や衣装、小道具等の公開展示に関すること
- ⑤ 伝統芸能の保存振興、その他劇場施設等の貸与（大劇場、小劇場）に関すること

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり正味財産を出資するとともに補助金及び負担金を交付している。

ア 正味財産の出資

基本財産へ充当した指定正味財産 100,000,000 円のうち、62,840,000 円、62.8%を出資している。

イ 補助金の交付

令和 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
令和 5 年度文化資源を活用した 沖縄観光の魅力アップ支援事業 補助金	8,530,852	4,055,514	沖縄芸能の上演を通じ たプロモーション等

ウ 負担金の交付

令和 5 年度における負担金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
令和 5 年度国立劇場おきなわ鑑 賞層拡大事業	891,100	891,100	貸切バス費用助成

20 沖縄空手振興ビジョン推進パートナーズ（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

当共同体は、沖縄空手会館の管理運営業務を営むことを目的として令和 4 年 10 月に設立された。

県は、沖縄空手会館の設置及び管理に関する条例（平成 28 年沖縄県条例第 28 号）第 3 条の規定により、当共同体を指定管理者として令和 5 年 4 月から沖縄空手会館の管理を行わせている。

令和 5 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用許可、撮影許可、利用許可の取消、原状回復命令等に関する業務
- ② 利用料金の収受、減免、返還等に関する業務
- ③ 観覧料の収受、減免、返還等に関する業務
- ④ 会館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務

(2) 財政的援助等の内容

県が沖縄空手会館の管理運営に関する年度協定書第 4 条に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料は、56,218,000 円となっている。

なお、令和 5 年度の沖縄空手会館の利用料金収入額は、20,196,046 円となっている。

21 一般財団法人沖縄美ら島財団（公の施設の指定管理・補助金）

(1) 事業の概要

県は、当法人を指定管理者として、沖縄県都市公園条例（昭和 52 年条例第 41 号）第 17 条の規定により平成 18 年度から首里城公園の管理を、沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 72 号）第 4 条の規定により平成 28 年度から沖縄県立博物館・美術館の管理を行わせている。

また、国営沖縄記念公園首里城地区の首里城正殿等並びに海洋博覧会地区の水族館及び海獣施設等については、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の規定に基づき、沖縄県が内閣府沖縄総合事務局より管理許可を受け、許可を得た施設については、地方自治法（昭和 22 年

法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項及び沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例 (平成 30 年条例第 56 号) 第 3 条の規定により管理を行わせている。

令和 5 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県営首里城公園の管理運営
- ② 沖縄県国営沖縄記念公園内施設 (首里城地区内施設、海洋博覧会地区内施設) の管理運営
- ③ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営
- ④ 亜熱帯性動植物、海洋文化、首里城等に関する調査研究及び技術開発、知識の普及啓発
- ⑤ 沖縄本島北部及び西表島の世界遺産登録地における自然環境の保全活動等を行う基金の造成、管理及び運用

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり指定管理料及び補助金を交付している。

ア 指定管理料の交付

- ① 首里城公園の管理に関する年度協定書第 4 条第 1 項に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は 203,842,473 円となっている。

なお、基本協定書第 39 条から第 41 条に基づく利用料金収入は、県駐車場料金等収益 81,401,270 円となっている。

- ② 沖縄県国営沖縄記念公園内施設 (首里城地区内施設) の管理運営に関する年度協定書第 4 条第 1 項に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は 265,792,837 円となっている。

なお、基本協定書第 43 条から第 45 条に基づく利用料金収入は、入場料収入が 313,993,749 円、売店等収入が 229,720,609 円となっている。

- ③ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設 (海洋博覧会地区内施設) の大規模修繕に関する年度協定書第 3 条の 2 第 1 項に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は 252,723,420 円となっている。

なお、基本協定書第 42 条から第 44 条に基づく利用料金収入は、入場料収入が 4,634,761,510 円、売店等収入が 3,862,515,980 円となっている。

- ④ 沖縄県立博物館・美術館の管理運営に関する年度協定書第 4 条に基づき、当法人に対して交付した指定管理料は、346,500,000 円となっている。

なお、基本協定書第 45 条から第 47 条に基づく利用料金収益は、自主事業収益が 204,200 円、観覧料収入が 61,596,800 円、施設使用料が 60,029,556 円となっている。

イ 補助金の交付

令和 5 年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
文化財保存事業費関係補助金	8,652,000	8,552,000	首里城建造物琉球漆喰・琉球赤瓦製作施工文化財保存技術 (伝承) 団体事業
沖縄県文化財保存事業費補助金	2,672,589	801,000	首里城黒漆牡丹七宝繫沈金食修理事業
沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金	6,000,000	4,800,000	首里城プロジェクトマッピングコンテンツ制作
合 計	17,324,589	14,153,000	

22 沖縄県住宅供給公社（出資・公の施設の指定管理・負担金・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、昭和41年に設立された「琉球土地住宅公社」を前身とし、昭和47年5月15日の復帰と同時に、地方住宅供給公社法に基づく公社に移行、昭和47年8月10日に「沖縄県住宅供給公社」として発足、昭和53年度から県営住宅の管理業務等の受託事業を中心として事業を実施している。

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第65条の規定により、当法人を指定管理者として平成18年度から県営住宅（中部A・B地区、南部地区）の管理を行わせている。

令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。

① 公社賃貸住宅の建替事業

小禄市街地住宅の建替えなど、公社賃貸住宅等ストック活用計画（H25）に基づく建替事業

② 公社賃貸住宅等の管理

- ・ 賃貸住宅6団地527戸、賃貸施設4団地（4,783.22㎡）の管理業務
- ・ 分譲住宅8団地14戸の割賦金収入の管理業務
- ・ 分譲住宅7団地20戸の一部土地賃貸料収入の管理業務

③ 保有資産の処分

- ・ 未利用地の売却処分 47.34㎡
- ・ 建替余剰地の売却処分 333.70㎡

④ 受託業務

- ・ 県営住宅管理業務（111団地 15,336戸）
- ・ 豊見城市改良住宅管理業務（1団地 419戸）
- ・ 浦添市営住宅管理業務（3団地 268戸）
- ・ 県職員住宅管理業務（5団地 259戸）
- ・ 県教職員住宅管理業務（40棟 254戸）
- ・ 県営住宅建物明渡強制執行業務
- ・ 県営住宅家賃滞納対策相談業務
- ・ 県営住宅家賃等長期滞納整理業務
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進に係る付帯事務
- ・ 住まいの総合相談窓口業務
- ・ 県営住宅火災補修業務
- ・ 豊見城市改良住宅空部屋緊急修繕工事業務
- ・ 日本年金機構空室点検業務

⑤ その他業務

沖縄県居住支援協議会事務局

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対し次のとおり資本金を出資するとともに指定管理料、負担金の交付及び資金の貸付けを行っている。

ア 資本金の出資

資本金1,014,887,500円の全額を出資している。

イ 指定管理料の交付

① 県が沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書第8条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料（業務管理費）は、219,631,000円である。

- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部A地区） 57,683,000円
- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（中部B地区） 53,686,000円
- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（南部地区） 108,262,000円

② 県が沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書第4条第1項に基づいて当法人に対し交付した指定管理料（維持修繕費等）は、2,145,050,000円である。

- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書（中部A地区） 555,000,000円
- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書（中部B地区） 545,000,000円
- ・ 沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書（南部地区） 1,045,050,000円

ウ 負担金の交付

令和5年度における地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく県負担金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
地方職員共済組合団体共済部掛金及び事務費負担金	3,828,800	3,828,800	共済掛金及び事務費県負担分

エ 貸付金の状況

令和5年度における貸付金の状況は次のとおりである。

（単位：円）

区 分	前年度末残高	令和5年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
沖縄県住宅供給公社貸付金	714,980,000	0	0	714,980,000

23 沖縄県住宅供給公社・株式会社山浩商事指定管理業務共同企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第65条の規定により、当共同体を指定管理者として令和2年度から沖縄本島内の県営住宅（北部地区）の管理を行わせている。

令和5年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 県営住宅の入居の手続に関する業務
- ② 入居者の指導及び連絡に関する業務
- ③ 県営住宅等の維持及び修繕に関する業務
- ④ その他（県営住宅の賠償責任保険業務、入居者アンケート調査の実施等）

(2) 財政的援助等の内容

県が、沖縄県営住宅等の管理に関する基本協定書（北部地区）第8条第1項に基づいて当共同体に対し交付した指定管理料（業務管理費）は19,165,000円、沖縄県営住宅等の管理に関する年度協定書（北部地区）第4条第1項に基づいて当共同体に交付した指定管理料（維持修繕費等）は105,000,000円である

24 公益財団法人沖縄県建設技術センター（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、良質な社会資本の整備と秩序ある地域社会の健全な発展を目指し、それらを担う人材の育成、社会資本の整備や維持管理及び安全・安心な住環境の実現への支援等を行い、もって広く県民の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和58年3月に財団法人として設立、平成26年4月に一般財団法人に移行し、その後、平成31年4月に公益財団法人として認定さ

れ、県、市町村、民間に対して研修事業、建設材料試験事業、調査研究事業、住宅性能評価事業等の公益及び収益事業を実施している。

令和５年度に行った主な事業は次のとおりである。

① 公益事業

- ・ 研修事業
- ・ 建設材料試験事業
- ・ 調査研究事業
- ・ 開発情報事業
- ・ 構造計算適合性判定事業
- ・ 建設技術情報提供事業
- ・ 建設リサイクル資材試験・認定事業
- ・ 公共土木施設台帳管理事業
- ・ 建築確認・検査事業

② 収益事業

- ・ 総合的技術支援事業
- ・ 住宅性能評価事業

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産 30,000,000 円のうち、18,000,000 円、60.0%を出資している。

25 石垣空港ターミナル株式会社（出資・補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

当法人は、新石垣空港における旅客ターミナルビル及び貨物ターミナルビルを建設・管理運営し、空港利用者の利便性、快適性、安全性を確保することを目的に、平成 21 年 2 月に第三セクター方式により設立された。

令和５年度における乗降客数は、国内線で約 260 万 9 千人（対前年度比 7.8%増）、国際線で 1,358 人（対前年度比 203.1%増）となっている。

令和５年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 航空運送業者及び航空旅客に対する役務の提供
- ② 不動産の賃貸及び管理
- ③ 建物の管理、警備並びに建物附帯設備の運転、保守及び管理等

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり資本金を出資するとともに補助金の交付及び資金の貸付けを行っている。

ア 資本金の出資

資本金 1,680,000,000 円のうち、420,000,000 円、25.0%を出資している。

イ 補助金の交付

令和５年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

（単位：円）

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
沖縄県観光事業者受入体制再構築支援事業補助金	600,000	250,000	人材確保に要する経費の一部補助

ウ 貸付金の状況

令和 5 年度における沖縄県地域総合整備資金貸付規程に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和 5 年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
石垣空港ターミナルビル新築事業	334,738,000	0	83,684,000	251,054,000

26 安座真海浜公園運営企業体（公の施設の指定管理）

(1) 事業の概要

県は、沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成 12 年沖縄県条例第 48 号）第 3 条の規定により、当共同体を指定管理者として令和 4 年度から中城湾港安座真海浜公園の管理を行わせている。

令和 5 年度に行った主な事業は次のとおりである。

- ① 利用の許可に関する業務、許可の取消し等に関する業務等
- ② 利用料金の収受に関する業務等
- ③ 海浜公園の施設の維持及び修繕に関する業務
- ④ 災害時及び荒天時における対応業務
- ⑤ 海浜公園の広報及び利用の促進に係る業務

(2) 財政的援助等の内容

中城湾港安座真海浜公園の管理に関する協定書第 45 条により、当該海浜公園の管理運営に係る経費は、利用料金収入及び海浜公園におけるその他自主事業収入をもって充てるものとされている。

同協定書第 51 条第 3 項により、県は災害時等施設修繕補填金として 6,042,355 円を交付している。

なお、令和 5 年度の当海浜公園の利用料金収入額は 32,265,915 円となっている。

27 公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（補助金・貸付金）

(1) 事業の概要

沖縄県内に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生又は生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資を貸与又は給与、若しくは住居を貸与し、併せて留学助成その他必要な事業を行うとともに、海外からの留学生等の受入その他国際交流・協力に関する事業を行い、もって本県の教育、文化及び産業の発展に資するための国際性豊かな有為な人材の育成並びに国際交流・協力拠点の形成を図ることを目的として設立された当法人に対し、県は人材育成推進事業補助金等を交付し、また国外留学生貸付金の原資を貸し付けている。

(2) 財政的援助等の内容

県は、当法人に対して次のとおり補助金を交付するとともに、資金の貸付けを行っている。

ア 補助金の交付

平成5年度における沖縄県補助金等の交付に関する規則に基づく補助金は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	対象事業費	補助金額	事業内容
人材育成推進事業補助金	123,747,174	98,077,678	人件費、事務費等
高等学校等奨学事業費補助金	27,727,859	15,635,187	事務費
国際交流・協力推進事業費補助金	41,039,008	18,855,954	人件費、事務費等
合 計	192,514,041	132,568,819	

イ 貸付金の状況

平成5年度における国外留学派遣事業業務委託契約に基づく貸付金の状況は、次のとおりである。

(単位：円)

区 分	前年度末残高	令和5年度		年度末残高
		貸付金	償還金	
留学助成事業 (一括交付金事業)	4,370,000	0	3,170,000	1,200,000

28 公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議（出資）

(1) 事業の概要

当法人は、暴力による不当な行為を防止するため、県民総ぐるみの暴力団追放運動の中核機関として暴力団追放の諸事業を行うため、平成3年11月に財団法人として設立され、平成4年5月に沖縄県暴力団追放運動推進センターとして県公安委員会の指定を受けた。その後、平成22年12月に公益財団法人に移行している。

令和5年度に行った主な事業は、次のとおりである。

- ① 暴力団の不当行為の予防に関する広報啓発活動
- ② 民間の暴力団排除活動の支援
- ③ 暴力団の不当行為等に関する相談事業
- ④ 暴力団からの離脱援助活動
- ⑤ 不当要求防止責任者講習
- ⑥ 暴力団対策等に係る調査研究

(2) 財政的援助等の内容

県は当法人に対して、基本財産へ充当した正味財産589,334,500円のうち、468,985,500円、79.6%を出資している。